# 省　令

**○総務省令第三十四号**

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十四日　　総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十三項を削り、第六十四項を第六十三項とし、第六十五項から第百六十四項までを一項ずつ繰り上げ、第百六十五項を第百六十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

165　法別表第一の百二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項から第四項までの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第九項の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　放射線取扱主任者免状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第一条第百六十六項中「百二十一の項」を「百二十二の項」に改め、同条第百六十七項中「百二十二の項」を「百二十三の項」に改める。

**附　則**

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 告　示

**○国家公安委員会告示第二十号**

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日　　国家公安委員会委員長　松本　純

1　名簿記載者公告番号　ＱＩ―13（リアド・ムハンマド・ハサン・ムハンマド・ヒジャジ（Ri'ad Muhammad Hasan Muhammad Hijazi））

(1)　変更前

氏名　リアド・ムハンマド・ハサン・ムハンマド・ヒジャジ（Ri'ad Muhammad Hasan Muhammad Hijazi）

別名　(a)ヒジャジ・ラエド・Ｍ（Hijazi, Raed M.）　(b)アル・ハウェン・アブ・アフマド（Al-Hawen, Abu-Ahmad）　(c)アル・シャヒド・アブ・アフマド（Al-Shahid, Abu-Ahmad）　(d)ラエド・ムハンマド・ハサン・ムハンマド・ヒジャジ（Raed Muhammad Hasan Muhammad Hijazi）　(e)アル・マグリビ・ラシド（ザ・モロッカン）（Al-Maghribi, Rashid （The Moroccan））　(f)アル・アムリキ・アブ・アフマド（ジ・アメリカン）（Al-Amriki, Abu-Ahmad （The American））

国籍　ヨルダン

名簿に記載された年月日　2001年10月17日（2003年４月10日及び2011年５月16日に改訂）

その他参考となるべき事項　2010年３月にヨルダンで逮捕。父の名はムハンマド・ヒジャジ（Mohammad Hijazi）、母の名はサキーナ（Sakina）。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。米国社会保障番号：548－91－5411、ＩＤ番号：9681029476。

(2)　変更後

氏名　ラエド・ムハンマド・ハサン・ムハンマド・ヒジャジ（RAED MUHAMMAD HASAN MUHAMMAD HIJAZI）

別名　(a)ラエド・Ｍ・ヒジャジ（Raed M. Hijazi）　(b)リアド・ムハンマド・ハサン・ムハンマド・ヒジャジ（Ri'ad Muhammad Hasan Muhammad Hijazi）　(c)ラシド・アル・マグリビ（ザ・モロッカン）（Rashid Al-Maghribi （The Moroccan））　(d)アブ・アフマド・アル・アムリキ（ジ・アメリカン）（Abu-Ahmad Al-Amriki （The American））　(e)アブ・アフマド・アル・ハウェン（Abu-Ahmad Al-Hawen）　(f)アブ・アフマド・アル・シャヒド（Abu-Ahmad Al-Shahid）

国籍　(a)ヨルダン　(b)アメリカ合衆国

名簿に記載された年月日　2001年10月17日（2003年４月10日、2011年５月16日及び2017年３月21日に改訂）

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（ＱＥ―48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国のために要員徴募と支援を行ったため、2015年２月16日以降、ヨルダンで拘留されている。父の名はムハンマド・ヒジャジ（Mohammad Hijazi）、母の名はサキーナ（Sakina）。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1419275。国民ＩＤ番号：(a)米国社会保障番号：548―91―5411　(b)ヨルダンＩＤ番号：9681029476。

2　名簿記載者公告番号　ＱＩ―70（ラーディ・アブド・エル・サーミー・アブ・エル・ヤジード・エル・アヤシ（RADI ABD EL SAMIE ABOU EL YAZID EL AYASHI））

(1)　変更前

出生地　El Gharbia, Egypt

国籍　不明

名簿に記載された年月日　2003年11月12日（2005年９月９日、2007年12月21日及び2011年５月16日に改訂）

その他参考となるべき事項　2006年９月21日にイタリア・ミラノ第一審裁判所にて懲役10年の判決を受ける。イタリアにて拘留中。2012年１月６日に釈放予定。服役後にイタリアから強制退去の予定。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

(2)　変更後

出生地　El Gharbia Governorate, Egypt

国籍　エジプト

名簿に記載された年月日　2003年11月12日（2005年９月９日、2007年12月21日、2011年５月16日及び2017年３月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　2006年９月21日にイタリア・ミラノ第一審裁判所にて懲役10年の判決を受ける。イタリアにて拘留中。2012年１月６日に釈放予定。服役後にイタリアから強制退去の予定。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1418994。